**経済産業省「セーフティネット保証５号」の対象業種に「職業紹介業」、「労働者派遣業」が追加指定されました。**

　経済産業省は、新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、同感染症の影響を受ける業種に属する中小企業者の業況が悪化していることを踏まえ、中小企業者の資金繰り支援措置として、[セーフティネット保証５号](https://www.meti.go.jp/press/2020/04/20200408003/20200408003-1.pdf)の対象業種の追加指定を行うことを決定しました。
　この措置により、一般保証と別枠の保証が利用可能となります。
詳しくは下記をご覧ください。（経済産業省のホームページにジャンプします）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　記

　１　[プレスリリース](https://www.meti.go.jp/press/2020/04/20200408003/20200408003.html)

　２　[セーフティネット保証５号について](https://www.meti.go.jp/press/2020/04/20200408003/20200408003-1.pdf)

2020年4月10日